

漁業経営改善制度

【令和5年4月1日現在】

効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図ることを目的とする「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に基づき、明確な経営目標を定めた漁業経営の改善計画を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けた者に対し、漁業経営の改善（漁船その他の施設の整備・生産方法の合理化・経営管理の合理化等）に必要な資金融通の円滑化等の支援措置を図る制度です。

農 林 水 産 大 臣

策定・公表

漁業経営の改善に関する指針（農林水産省告示）

- ① 漁業経営の改善に関する事項
- ② 漁業経営の改善の内容に関する事項
- ③ 漁業経営の改善の実施方法に関する事項
- ④ その他漁業経営の改善に当たって配慮すべき事項

認定行政庁（申請先）

経営改善計画の認定申請

農 林 水 産 大 臣

遠洋かつお・まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業に係るもの、2以上の都道府県の区域を地区とする漁協等に係るもの等

都 道 府 県 知 事

上記以外のもの

経営改善計画の認定

本制度の対象漁業者（申請者）

① 資源管理協定に基づく資源管理に取り組む者

③ 漁獲量の大部分が「漁獲割当て」により管理されている者

② 漁場改善計画の確実な実施に取り組む者

④ 区画漁業権に基づかずに養殖業を営む者

経営改善計画に係る指標（定量的な目標）

一般型	計画期間（5年）で「減価償却前利益（営業利益＋減価償却費）」、「付加生産額（営業利益＋減価償却費＋人件費）」、「従業員一人当たりの減価償却前利益」又は「従業員一人当たりの付加生産額」の伸び率が基準値（15% 特定の取組 を行う場合は5%）以上
地域連携型	計画期間（3年以上5年以内）で「減価償却前利益」の伸び率が浜プラン等における所得向上の目標値の伸び率以上
新規就業者型	計画期間（5年）終了時における「減価償却前利益」が地域における同一の漁業種類の平均値以上

基準値が5%となる取組

- ・新規事業の実施
- ・新たな技術・手法の導入
- ・新たな資源管理の実施
- ・環境に配慮した事業活動の実施
- ・新たな販売手法の導入・販路の開拓
- ・組織再編又は他の事業者との連携強化

具体的な内容は、「漁業経営改善制度の運用について（長官通知）」で規定

支援

経営改善計画の認定を受けた漁業者等が受けられる支援措置

- ・（株）日本政策金融公庫からの設備資金及び長期運転資金の融通（漁業経営改善支援資金）
- ・漁業信用保証保険の優遇措置（（独）農林漁業信用基金による保証保険のてん補率の引き上げ）
- ・漁業協同組合等の民間金融機関からの短期運転資金の融通（漁業経営改善促進資金）
- ・補助事業による支援（利子助成による制度資金の実質無利子化）
- ・漁業権の移転制限に関する特例（定置漁業権又は区画漁業権を有する者が、改善計画に従い法人化する場合は、移転制限を受けずに譲渡が可能）